

山梨県放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県放課後子供教室推進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、放課後等における子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、平成21年3月31日20文科生第8117号、文部科学大臣裁定「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第22条の規定に基づき定められた、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域力強化プラン）」の「2. 事業の内容」に規定する教育支援活動等（放課後子供教室）を市町村が実施するために必要な経費のうち、交付要綱第4条別記に定めるところにより、教育長が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第2欄に定める基準額の合計額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額に、3分の2を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号とする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、変更承認申請書（第4号様式）により教育長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止（廃止）承認申請書（第5号様式）により教育長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書（第1号様式）を作成し、これを事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6条 前条(1)に規定する軽微な変更は、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものをいう。

(財産処分の制限)

第7条 市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、教育長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、教育長の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、又は担保に供してはならない。

2 市町村長は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(第6号様式)を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 教育長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、売却し、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(交付申請)

第8条 市町村長は、交付申請書(第2号様式)に関係書類を添えて、別に定める日までに教育長に提出するものとする。

(交付の決定)

第9条 教育長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付の申請をした者に、補助金交付決定通知書(第3号様式)を送付するものとする。

(補助金の概算払)

第10条 教育長は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。
なお、この場合は、概算払い請求書(第7号様式)の提出を受けるものとする。

(実績報告)

第11条 この補助金の実績報告は、事業が終了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第8号様式)に関係書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 教育長は、前条の規定による実績報告の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知（第 9 号様式）を送付するものとする。

別表

| 事業名 | 1 区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 | 4 補助率 |
|----------------|-----------------|---|--|----------|
| 山梨県放課後子供教室推進事業 | 山梨県放課後子供教室推進事業費 | <p>1 放課後子供教室運営費</p> <p>1 教室当たりの基本額を2,037千円とし、市町村ごとの上限額を2,037千円×市町村実施教室数とする。</p> <p>2 運営委員会経費</p> <p>上限を776千円とする。</p> <p>3 コーディネーター経費</p> <p>実施校区においては、上限を925千円とし、市町村ごとの上限額を925千円×配置人数とする。</p> <p>未実施校区においては、上限を231千円とし、市町村ごとの上限額を231千円×配置人数とする。</p> <p>4 放課後子供教室備品整備費</p> <p>1 教室開設初年度1回の補助とする。</p> <p>1 教室当たりの上限額を210千円とし、市町村ごとの上限額を210千円×市町村実施教室数とする。</p> | 放課後子供教室の運営、実施のための備品の整備に必要な経費(当該自治体で認める会議費以外の飲食物費、備品整備費のうち施設整備費に該当するものを除く。) | 2/3 |

(附 則)

- 1 この要綱は平成26年8月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 山梨県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱は廃止する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和2年3月12日から施行し、令和2年3月2日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に補助金の交付決定が行われた事業について、交付の決定が行われた時の要綱を適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に補助金の交付決定が行われた事業について、交付の決定が行われた時の要綱を適用する。

(第2号様式)

番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村長名

令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金
交付申請書

令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金所要額
総括表 (別表1)
- 3 令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金所要額
内訳表 (別表2)
- 4 令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金
事業計画書 (別表3)
- 5 添付書類
当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

(第3号様式)

番 号
令和 年 月 日

(市町村長) 殿

山梨県教育委員会教育長

令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金については、「山梨県放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第9条に基づき、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、交付要綱第3条に定める事業であり、その内容は、申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

| 山梨県放課後子供教室推進事業費 | 事業に要する経費 | 補助金の額 |
|-----------------|----------|-------|
| | 金 円 | 金 円 |

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱第4条に定める交付額の算定方法により行うものとする。
- 4 この補助金は、交付要綱第5条に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱第11条に定めるところにより行わなければならない。

(第4号様式)

番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村長名

令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金
変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のありました、令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金について、次の理由により変更したいので申請します。

1 補助金申請額

| 補助申請額 | 当初交付決定額 | 増減額 |
|-------|---------|-----|
| 金 円 | 金 円 | 金 円 |

2 変更の内容

3 変更の理由

4 令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金所要額
総括表 (別表1)

5 令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金所要額
内訳表 (別表2)

6 令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金
事業計画書 (別表3)

7 添付書類

当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

(第5号様式)

番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村長名

令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のありました、令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金について、次の理由により事業中止（廃止）したいので申請します。

- 1 事業名
- 2 補助対象経費使用状況
 - ①補助対象経費の総額（うち補助金交付決定額）
 - ②支出済額
 - ③未使用額
- 3 事業中止（廃止）の発生年月日及びその理由
- 4 事業の中止（廃止）後、講ずる措置

(第6号様式)

番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村長名

令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金
財産処分承認申請書

令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱第7条第2項により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分をしようとする理由
- 4 その他必要な書類

(第7号様式)

番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村長名

概 算 払 請 求 書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のありました、令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

| 補助金交付決定額 ① | 既概算交付額 ② | 差引額 ①-②=③ | 今回概算請求額 ④ | 備 考 |
|------------|----------|-----------|-----------|-----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | |

3 概算払い請求の理由

4 口座振り込みについて

口座振替 振替先銀行名 _____ 預金種別 (当座・普通)

支店名 _____

刀がナ

口座名 _____ No _____

(第8号様式)

番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村長名

令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金
実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のありました、令和 年度山梨県放課後子供
教室推進事業費補助金に係る実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金報告額 金 円
- 2 令和 年度放課後子供教室推進事業費補助金
収支精算額総括表（別表1）
- 3 令和 年度放課後子供教室推進事業費補助金
収支精算額内訳表（別表2）
- 4 令和 年度放課後子供教室推進事業費補助金
事業実施状況（別表3）
- 5 添付書類
当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

(第9号様式)

番 号
令和 年 月 日

(市町村長) 殿

山梨県教育委員会教育長

令和 年度山梨県放課後子供教室推進事業費補助金
交付額確定通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定した令和 年度山梨県放課後子供教室推進
事業費補助金については、事業実績報告に基づき、交付額を次のとおり確定したので通知する。

補助金確定額 金 円